



2021年5月13日

各 位

会社名 特殊電極株式会社
代表者名 代表取締役社長 上林克彦
(JASDAQ・コード3437)
問合せ先 管理統括本部長 外崎敬一
(TEL 06-6401-9421)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年5月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2021年6月25日開催予定の第74回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、経営の監督機能の一層の強化を図るとともに意思決定のさらなる迅速化を目的として、監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に係る規定の削除等を行うとともに、取締役会の決議により、重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものであります。
- (2) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、取締役会においても剰余金の配当等の決定を行うことができるよう、所要の変更を行うものであります。なお、今般の定款変更後も引き続き株主総会決議によって剰余金の配当等を行うことも可能であります。
- (3) 当社グループの事業の現状に即し、事業目的の追加及び削除を行うものであります。
- (4) 上記変更に伴う条数の変更、文言の整備その他所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2021年6月25日(金曜日)
定款変更の効力発生日	2021年6月25日(金曜日)

以 上

【別紙】

変更の内容は、以下のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 <条文省略>	第 1 条 <現行どおり>
(目 的)	(目 的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
<u>1. 特殊溶接棒の製造ならびに販売</u> <u>2. 溶接材料の製造ならびに販売</u> <u>3. 各種溶接機および溶接機関連部品の製造ならびに販売</u> <u>4. 溶接工事およびこれに付帯する工事の請負</u> <u>5. 前各項に関する試作研究業務</u> <u>6. 毒物および劇物の販売</u> <u>7. 耐摩耗用クラッド鋼板の製造ならびに販売</u> <u>8. 各種産業用機械装置の製造ならびに販売</u>	<削 除> <u>1. 各種溶接材料の製造ならびに販売</u> <u>2. 各種溶接機および溶接機関連部品の製造ならびに販売</u> <u>3. 溶接工事およびこれに付帯する工事の請負</u> <削 除> <削 除> <u>4. 耐摩耗用クラッド鋼板の製造ならびに販売</u> <u>5. 各種産業用機械装置および機械部品の設計、製造、販売ならびに修理</u> <u>6. 前各項に関する試作研究業務</u> <u>7. 毒物および劇物の販売</u> <u>8. 前各項に付帯する一切の業務</u>
<新 設> <新 設>	
<u>9. 前各項に付帯する一切の業務</u>	
第 3 条 <条文省略>	第 3 条 <現行どおり>
(機 関)	(機 関)
第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人	(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> <削 除> (3) 会計監査人
第 5 条 <条文省略>	第 5 条 <現行どおり>
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条 <条文省略>	第 6 条 <現行どおり>
(<u>自己の株式の取得</u>)	<削 除>
第 7 条 <u>当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u>	

<p>第 8 条) < 条文省略 > 第 9 条</p> <p><u>(議事録)</u> 第 10 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>第 11 条) < 条文省略 > 第 12 条</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 13 条 < 条文省略 ></p> <p>(定時株主総会の基準日) 第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 <u>31</u> 日とする。</p> <p>(招集権者および議長) 第 15 条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、取締役社長に差し支えあるとき、または欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。</p> <p>(決議の方法) 第 16 条 当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="padding-left: 40px;">2. < 条文省略 ></p> <p>第 17 条) < 条文省略 > 第 18 条</p> <p style="padding-left: 40px;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p>	<p>第 7 条) < 現行どおり > 第 8 条</p> <p style="padding-left: 40px;">< 削 除 ></p> <p>第 9 条) < 現行どおり > 第 10 条</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 11 条 < 現行どおり ></p> <p>(定時株主総会の基準日) 第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 <u>31</u> 日とする。</p> <p>(招集権者および議長) 第 13 条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、取締役社長に差し支えあるとき、または欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。</p> <p>(決議の方法) 第 14 条 当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="padding-left: 40px;">2. < 現行どおり ></p> <p>第 15 条) < 現行どおり > 第 16 条</p> <p><u>(株主総会の議事録)</u> 第 17 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p>
--	---

(員 数)

第19条 当社の取締役は10名以内とする。

<新 設>

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2. <条文省略>
3. <条文省略>

(任 期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

<新 設>

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

<新 設>

第22条

) <条文省略>

第24条

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

<新 設>

(員 数)

第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. <現行どおり>
3. <現行どおり>

(任 期)

第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

<削 除>

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第21条

) <現行どおり>

第23条

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一

し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の議事録)

第35条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

<削 除>

(監査役会規則)

第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則によるものとする。

<削 除>

(報酬等)

第37条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

<削 除>

<新 設>

<新 設>

<新 設>

<新 設>

<新 設>

第5章 監査等委員会

(常勤監査等委員)

第30条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の議事録)

第32条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規則)

第33条 監査等委員会に関する事項は、法令ま

<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第<u>38</u>条) <条文省略> 第<u>39</u>条</p> <p>(報酬等) 第<u>40</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第<u>41</u>条 <条文省略> <新 設></p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第<u>42</u>条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 <u>31</u>日とする。 <新 設></p> <p><u>(中間配当の基準日)</u> 第<u>43</u>条 当社は、取締役会の決議によって、 <u>毎年 9 月 30 日を基準日として中間配 当をすることができる。</u></p> <p>第<u>44</u>条 <条文省略></p>	<p style="text-align: center;">たは本定款のほか、監査等委員会にお いて定める監査等委員会規則による。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第<u>34</u>条) <現行どおり> 第<u>35</u>条</p> <p>(報酬等) 第<u>36</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第<u>37</u>条 <現行どおり></p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第<u>38</u>条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項につい ては、法令に別段の定めがある場合を 除き、取締役会の決議によって定める ことができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第<u>39</u>条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 <u>31</u>日とする。 <u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p>第<u>40</u>条 <現行どおり></p>
---	---

以 上